

第2期下川町生きる力を育む・支える 自殺対策計画（案）について、 ご意見を募集します。

社会が多様化する中で、地域生活の中で起きる問題は複雑化・複合化しています。複雑化・複合化した問題が最も深刻化した時に自殺は起きると言われています。日本での自殺者数は諸外国に比べいまだ高止まりの状態が続いており、深刻な社会問題です。

下川町も例外ではなく、町民が尊い命を自ら断つ結果が起きていることも事実です。

自殺対策基本法では、市町村が自殺対策についての計画を定めることとなっています。誰も自殺に追い込まれることのないまち・下川町を実現するために、皆様のご意見をお寄せください。

裏面に、計画の概要を記載しています。

1. 募 集 期 間 令和7年1月28日(火)～2月14日(金)
2. 提 出 方 法 意見公募用紙により提出してください。
意見公募用紙は、行政情報コーナー(役場、総合福祉センター「ハピネス」、公民館)に備えつけているほか、ホームページからもダウンロードできます。また、住所、氏名、連絡先の記載があれば、任意様式でも受付可(持参提出、郵便、ファクシミリ、電子メールでも提出可)
3. 提 出 先 役場 保健福祉課 保健係
〒098-1206 下川町幸町 40 番地 1 総合福祉センター「ハピネス」内
電話 01655-4-3356 または 4-2511(内線 616)
FAX 01655-4-2576 行政告知端末 4-3356
e-mail hoken@town.shimokawa.hokkaido.jp
4. 意見の公表 ご意見の要旨は公表いたします。
ただし、住所、氏名など個人が特定できる情報は公表いたしません。
5. そ の 他 本計画(案)は、相当量があるため、班回覧には折り込んでいません。本計画(案)をご覧になるには、ご面倒をおかけいたしますが、町ホームページ(<http://www.town.shimokawa.hokkaido.jp>)の**パブリックコメント募集の欄**(「第2期下川町生きる力を育む・支える自殺対策計画(案)についてのご意見を募集します。」)を閲覧していただくか、行政情報コーナー(役場、ハピネス、公民館)にて閲覧していただくよう、お願いします。

第2期下川町生きる力を育む・支える自殺対策計画について

1) 法的根拠と位置づけ

【図 1】計画の位置づけ

2) 主な掲載内容

- ・計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間
- ・自殺に関する現状と課題
- ・自殺対策の具体的な取組(基本方針、計画の数値目標、施策の体系及び施策内容)

令和 7 年 4 月から令和 9 年度までとする予定です。

今回、町民の皆様のご意見を受け、その後、下川町社会福祉審議会への説明を経て、令和 7 年 4 月から第 2 期計画がスタートすることとなります。

第 2 期 下川町生きる力を育む・支える 自殺対策計画(案)

計画期間

令和 7 年度 ➡ 令和9年度

誰も自殺に追い込まれることのないまち・下川町

令 和 7 年 3 月
下川町

本計画(案)は、相当量があるため、班回覧には折り込んでいません。本計画(案)をご覧になるには、ご面倒をおかけいたしますが、町ホームページのパブリックコメント募集の欄(「第 2 期下川町生きる力を育む・支える自殺対策計画(案)についてのご意見を募集します。」)を閲覧していただくか、行政情報コーナー(役場、公民館、総合福祉センター「ハピネス」)にて閲覧していただくよう、お願いします。